

福島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 18 号

福島市介護保険条例の一部を改正する条例

福島市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 35,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 53,400円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 53,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,300円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 78,000円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 89,700円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 99,500円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 117,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 132,600円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 148,200円

- (1) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,800円
  - (2) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,400円
  - (3) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円
- 2 前項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,200円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,200円」とあるのは、「37,800円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,200円」とあるのは、「53,400円」と読み替えるものとする。
- 第9条第3項を次のように改める。
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の福島市介護保険条例第7条及び第9条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。